

医療法人 積善会

蒲郡東部病院

「特定健康診査」及び「特定保健指導」
運営規定

2021年4月1日

(目的及び運営の方針)

第一条 この規定は、「医療制度改革大綱(平成17年12月1日)」を踏まえ実施される医療保険者に義務付けられた、健康診査(以下、「特定健診」という)及び特定健診の結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(以下、「特定保健指導」という)を実施する。
また、健診・保健指導機関として、受診者が自ら健康状態を自覚し、生活習慣の重要性に対する関心と理解を深めるために必要な情報を提供し、「生活習慣病予防」に貢献していく。

(業務委託)

第二条 特定健診及び特定保険指導は、蒲郡医師会が集合契約の締結をした、蒲郡市国民健康保険者および愛知県医師会・特定非営利活動法人健康情報処理センターあいちが集合契約を締結した愛知県代表保険者との間で、契約が締結された健診の実施機関として実施する。

(統括者の氏名及び職種)

第三条 前条の目的を達成するために、特定健診・特定保健指導の統括者を置く。
特定健診及び特定保健指導実施の統括責任者は、医療法人互生会蒲郡東部病院(以下「当院」という)院長 増本 弘 を置くこととする。

(従業者の体制)

第四条 この規定は、従業者の職種、員数及び職務の内容を定める。

- ①医師(常勤3名、非常勤1名)
医師は、受診者に対して委託元医療保険者との契約に基づき特定健診、特定保健指導を行います。
- ②看護師(常勤1名、非常勤1名)
看護師は、医師の指示に基づき特定健診、特定保健指導の補助を行います。
- ③臨床検査技師(常勤3名)
臨床検査技師は、医師の指示に基づき特定健診に係わる検査を行います。
- ④管理栄養士(常勤1名)
管理栄養士は、医師の指示に基づき特定保健指導の補助を行います。
- ⑤事務(常勤1名)
事務員は、特定健診及び特定保健指導の受付及び費用等についての業務を行います。

(運営に関する体制)

第五条 この規定は、特定健診及び特定保健指導の実施日及び実施時間を定める。
特定健診の実施日は「月曜日～土曜日」とし、実施時間は「午前9時から正午まで」とする。
特定保険指導の実施は、指導時間を要するため待ち時間の発生等を考慮し予約制とする。
なお、特定健診及び特定保険指導の実施日は上記のとおりだが、祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)は除くものとする。

(対象者)

第六条 特定健診は、当院に業務委託した保険者が発行した被保険者証及び健康保険組合の発行する特定健診受診券を提示した者を対象とし、有効期限等券面の内容を十分に確認のうえ実施するものとする。特定保険指導は、当院に業務委託した保険者が発行した被保険者証及び健康保険組合の発行する特定保険指導利用券を提示した者を対象とし、特定保健指導開始日及び有効期限等券面の内容を十分に確認のうえ実施するものとする。

(特定健診の内容)

第七条 特定健診は、医療保険者との間で契約した、基本健診及び詳細な健診項目を実施する。

基本健診

身長・体重・腹囲測定、BMI、血圧測定
血中脂質検査(TG・HDL及びLDL-コレステロール・GOT・GPT・γ GTP)
ヘモグロビンA1c、尿検査(尿糖・尿中蛋白)

詳細な健診

貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトリック値)、心電図検査
血清クレアチニン検査及びeGFR、眼底検査(前年実施記録必須)
なお、眼底検査については、蒲郡市内の眼科医に委託する。

(委託料)

第八条 特定健診の委託料は、委託元医療保険者毎に下記のように定める。
蒲郡市国保加入者の委託料は、蒲郡市と蒲郡医師会との間で契約された金額とし、社会保険加入者については、愛知県代表保険者との集合契約が締結された特定非営利活動法人健康情報処理センターあいちとの契約金額とする。

委託元医療保険者	蒲郡市国保	社会保険
特定健診		
基本的な健康診査	8,430円	7,650円
詳細な健診		
貧血検査	240円	242円
心電図検査	1,430円	1,430円
眼底検査*1	4,340円	1,232円
血清クレアチニン検査及びeGFR		121円
特定保健指導		
動機付け	8,700円	8,470円
積極的支援	-	-

*1:眼底検査は、蒲郡市内の眼科医に委託

*2:社会保険は、NPOあいちが集合契約した共済組合、国保組合を含む。

(検査結果データの運用)

第九条 特定健診に係わる検査結果等データは、国民健康保険加入者については蒲郡市保険年金課国民健康保険給付担当にて総合保険システムに蓄積し、厚生労働省の定める電子標準様式電子化したうえで蒲郡市医師会に送付する。蒲郡市医師会は、提出用データファイルを費用決済代行機関の定める暗号化・復号化ソフトを用いて情報保護電子媒体に書込み、費用決済代行機関である愛知県国民健康保険団体連合会に検査データ等を提出する。社会保険加入者については、特定非営利活動法人健康情報処理センターにて厚生労働省の定める電子標準様式による提出データファイルを作成し、電気通信回線で接続した電子情報処理組織により、費用決済代行機関の定める暗号化・復号化ソフトを用いて情報保護対策を構じ、費用決済代行機関である愛知県社会保険診療報酬支払基金へ発信する。

(特定保健指導データの運用)

第十条 特定保健指導に係わる結果等データは、国民健康保険加入者については、厚生労働省の定める電子標準様式に電子化したうえで、愛知県国保連合会に送付する。提出用データファイルは費用決済代行機関の定める暗号化・復号化ソフトを用いて情報保護電子媒体に書込み送付する。社会保険加入者については、特定非営利活動法人健康情報センターにて厚生労働省の定める電子標準様式による提出データファイルを作成し、電気通信回線で接続した電子情報処理組織により、費用決済代行機関の定める暗号化・復号化ソフトを用いて情報保護対策を講じ、費用決済代行機関である愛知県社会保険診療報酬支払基金へ発信する。

(費用決済)

第十一条 特定健診及び特定保健指導の費用は、代行機関である国保連合会及び愛知県社会保険診療報酬支払基金から受領する。
なお、医療保険者において特定健診及び特定保険指導に係わる料金の一部を受診者負担としている場合は、特定健診等実施時に受診者から直接受領するものとする。

(事業の実施地域)

第十二条 特定健診の実施形態は、施設型。
実施地域は、市町村国保加入者は蒲郡市、社会保険加入者は、特定非営利活動法人情報処理センターあいちと集合契約が締結された医療保険者。

(緊急時における対応)

第十三条 特定健診及び特定保健指導実施時において、受診者に救急の処置が必要となった場合等は医療を提供します。ただし、急性増悪等による治療、歯科、眼科、精神病院等での医療については他の医療機関により対応し、医療保険を別途自己負担していただきます。

(苦情に対する体制)

第十四条 特定健診、特定保健指導に係わる要望や苦情等は相談員にて対応します。
担当者及び連絡先等は以下のとおり。

受付担当 小野田、山本
連絡先 (0533)59-7601 内線 273
受付時間 平日(月～金曜日) 午前9時から午後5時

(規定に定めのない事項)

第十五条 この規定に定めのない事項について疑義が発生した場合は、他諸法令の定めるところを尊重し、受診者及び医療保険者との間で協議のうえ誠意を持って解決するものとします。

以上

「特定健診」運営についての重要事項に関する規定の概要

更新情報	最終更新日	2021年4月1日
------	-------	-----------

機関情報	機関名	医療法人 積善会 蒲郡東部病院	
	所在地	郵便番号	443-0013
		住所	蒲郡市大塚町山ノ沢45の2
	電話番号	(0533)59-7601	
	FAX番号	(0533)59-7919	
	健診機関番号	2313301703	
	窓口となるメールアドレス	info@gamatoubu.jp/	
	ホームページ	http://gamatoubu.jp/	
	経営主体	医療法人	
	開設者名	近藤 貴久	
	管理者名	増本 弘	
	契約とりまとめ機関名	(社)蒲郡医師会 NPO健康情報処理センターあいち	
	所属組織名	医療法人 積善会 蒲郡東部病院	

スタッフ情報		常勤	非常勤
	医師	3	-
	(上記のうち、日本医師会認定 健康スポーツ医)		
	看護師	1	1
	臨床検査技師	3	
	上記以外の健診スタッフ	2	

施設及び設備情報	受診者に対するプライバシーの保護	有
	個人情報保護に関する規定	有
	受動喫煙対策	敷地内禁煙
	血液検査	委託(蒲郡市保健センター)
	眼底検査	委託(蒲郡市内の眼科医)
	内部精度管理	実施
	外部精度管理	実施(日本医師会)
	健診結果の保存や提出における標準的な電子的様式の使用	有

運営に関する情報	実施日および 実施時間	特定時期	-
		通年	月曜日～金曜日 9:00 ～ 12:00
	特定健康診査の単価	基本的な健康診査 国民健康保険加入者	1件8,430円
		基本的な健康診査 社会保険等加入者	1件7,650円
	特定健康診査の実施形態	施設型(予約不要)	
	巡回型健診の実施地域	無	
	救急時の応急処置体制	有	
苦情に対する対応体制	有		

その他	提出時点の前年度における 特定健診の実施件数	年間 262 人	1日当たり 1 人
	実施可能な特定健康診査の 件数	年間 600 人	1日当たり 5 人
	特定保健指導の実施	有 (動機付け支援)	

「特定保健指導」運営についての重要事項に関する規定の概要

更新情報	最終更新日	2021年4月1日
------	-------	-----------

機関情報	機関名	医療法人 積善会 蒲郡東部病院	
	所在地	郵便番号	443-0013
		住所	蒲郡市大塚町山ノ沢45の2
	電話番号	(0533)59-7601	
	FAX番号	(0533)59-7919	
	健診機関番号	2313301703	
	窓口となるメールアドレス	info@gamatoubu.jp	
	ホームページ	http://gamatoubu.jp/	
	経営主体	医療法人	
	開設者名	近藤 貴久	
	管理者名	増本 弘	
	契約とりまとめ機関名	(社)蒲郡医師会	
		NPO健康情報処理センターあいち	
所属組織名	医療法人 積善会 蒲郡東部病院		

スタッフ情報		常勤	非常勤
	医師	3	-
	(上記のうち、日本医師会認定健康スポーツ医)		-
	看護師	1	1
	上記以外の健診スタッフ	2	

施設及び設備情報	受診者に対するプライバシーの保護	有
	個人情報保護に関する規定	有
	受動喫煙対策	敷地内禁煙
	血液検査	委託(蒲郡市保健センター)
	眼底検査	委託(蒲郡市内の眼科医)
	内部精度管理	実施
	外部精度管理	実施(日本医師会)
	健診結果の保存や提出における標準的な電子的様式の使用	有

運営に関する情報	実施日および 実施時間	特定時期 通年	
	特定保健指導の単価	動機付け支援 国民健康保険加入者 動機付け支援 社会保険等加入者	1件 8,700円 1件 8,470円
	特定健康診査の実施形態	施設型(予約制)	
	巡回型健診の実施地域	無	
	救急時の応急処置体制	有	
	苦情に対する対応体制	有	

その他	提出時点の前年度における 特定健診の実施件数*1	年間 262 人	1日当り 2 人
	実施可能な特定健康診査の 件数	年間 600 人	1日当り 5 人
	特定保健指導の実施	有 (動機付け支援)	